

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令について
(平成 29 年度予算関連)

1 改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 42 号）の一部の施行に伴い、予備自衛官又は即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）の使用者に対し提供する情報を定める必要があることから、自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

予備自衛官等である者の使用者から情報の提供を求められた場合に提供する情報は、当該予備自衛官等の訓練招集の予定期間のほか、次に掲げる情報とする。

- (1) 訓練招集命令を除く各種招集命令を受け、これらに応じることとなる予備自衛官等が、自衛隊の部隊又は機関で勤務する予定の期間その他の職務に関する情報
- (2) 訓練招集命令を受け、これに応じることとなる予備自衛官等が、訓練に従事する予定の場所及び内容に関する情報
- (3) 予備自衛官等が招集されている期間中に、負傷し、又は疾病にかかった場合における負傷及び疾病の性質、程度その他の状況に関する情報
- (4) その他、使用者が事業活動を行うために必要な情報であって、予備自衛官等の雇用の継続及び招集の円滑化を図る観点から、使用者に提供することが適当と認められる情報
- (5) 即応予備自衛官が自衛官となって勤務した場合における訓練招集期間に関する情報

3 施行期日

平成 29 年 9 月 1 日（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後の自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 73 条の 2 及び第 78 条の 8 の改正規定の施行の日）